

国民健康保険(国保)への 届け出は済みましたか？

就職・退職した人などの変更手続き 保険給付の申請

就職して社会保険に加入した人や、退職して社会保険をやめた人などは、国保への届け出(変更手続き)が必要です。自動的に変更されることはありませんので、必ず手続きを行ってください。

また国保に加入している人には、さまざまな保険給付があります。該当する場合は忘れずに申請しましょう。



【別表1】届け出は14日以内に「国保の変更手続き」

区 分	内 容	必要なもの
国保に加入するとき	会社の保険をやめたとき	健康保険資格喪失証明書など
	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出をしてください
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きのときに申し出をしてください。
	会社の保険に加入したとき	会社の保険証と旭市の保険証
	死亡したとき	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください。
その他	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	届け出する人の本人確認ができるもの(運転免許証など)
	修学のため、ほかの市区町村に転出するとき	保険証、在学証明書

【別表2】申請忘れはないですか「国保の主な保険給付」

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額となり、自己負担限度額を超えた場合	診療月の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	該当年度7月31日の翌日から起算して2年間
出産育児一時金	出産した場合	出産日の翌日から起算して2年間
妊産婦付加金	妊産婦が、母子手帳の交付を受けた月から出産した翌月までに保険診療を受けた場合	診療を受けた日の翌日から起算して2年間
葬祭費	国民健康保険に加入していた人が亡くなった場合 ※葬儀の施主に支給。	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間

※該当する世帯の世帯主に、支給勧奨通知を送付しています。葬祭費は死亡届け出時に案内します。

変更手続きが必要な人(別表1)〈社会保険に加入した人〉
今まで国保に加入していた場合は、国保から脱退する手続きを行います。国保と社会保険の両方の保険証を持って、手続きを行ってください。

〈社会保険をやめた人〉
国保に加入する手続きを行います。社会保険の資格喪失日が分かるもの(健康保険資格喪失証明書など)を持って、手続きを行ってください。
〈その他〉
国保に加入している人でも、子どもが生まれたときや、転出入するときなどは届け出が必要です。忘れずに、手続きを行ってください。
国保に加入している場合の保険給付(別表2)
病気やけがなどで受診したとき、その医療費などが一部負担

で済むほか、医療費の自己負担額が高額になったときや出産したとき、加入している人が亡くなったときなど、別表2に該当する場合は申請をすることで、給付を受けることができます。
届け出や申請はどこにするの
別表1の届け出は、保険年金課、各支所で受け付けています。都合の付く場所で行ってください。なお別表2の給付の申請は、保険年金課のみの受け付けです。

問い合わせ先

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5331

【別表】人間ドック料金と助成額一覧

医療機関名	コース	費用総額	市助成額	自己負担額
旭中央病院	1泊2日	65,880円	30,000円	35,880円
	1日(男性)	39,960円	27,980円	11,980円
	1日(女性)	42,120円	29,490円	12,630円
飯倉医院	1日	40,680円	28,480円	12,200円
島田総合病院	1泊2日	63,720円	30,000円	33,720円
	通院2日	58,320円	30,000円	28,320円
	1日	42,120円	29,490円	12,630円
東庄病院 ※受検日70歳未満の人	1泊2日	75,600円	30,000円	45,600円
	1日	43,200円	30,000円	13,200円
匠瑳市民病院	1日(男性50歳以上)	※料金改定のため未定。5月からの予約受け付けとなります。		
	1日(男性50歳未満・女性)			

※国保・後期高齢者医療保険共通で、助成は年1回限り。

人間ドック費用の一部を 助成しています

国民健康保険(国保)・後期高齢者医療保険に加入する人が、市と契約する医療機関で人間ドックを受ける場合、費用の一部を助成しています(7割で30,000円を限度)。

助成対象は

いずれの保険に加入する場合も、要件の全てに該当する市民が対象です。

〔国保に加入する人の助成要件〕

● 40歳以上である。

● 国保税を完納している世帯である。

● 市の特定健康診査を受けていない。

● 検査に支障のある治療を受けていない。

〔後期高齢者医療保険に加入する人の助成要件〕

● 後期高齢者医療保険料を完納している。

● 市の健康診査を受けていない。

● 検査に支障のある治療を受けていない。

受検できる医療機関は

別表のとおり

※後期高齢者医療保険に加入する人は、東庄病院を除く。

助成を受けるには、医療機関への予約後1週間以内に申請を

いずれの保険に加入する場合も共通です。助成を受けるには、次の手順で申請してください。

〔申請から受検の流れ〕

① 別表の医療機関に予約をする。

② 予約後一週間以内に、保険証を持って、保険年金課または各支所にて申請する。

③ 助成の認定後、人間ドックを受ける。

問い合わせ先

● 国保に加入する人

保険年金課国民健康保険班

☎ 62・5401

● 後期高齢者医療保険に加入する人

保険年金課高齢者医療年金班

☎ 62・5882

あなたがつくる「旭の逸品」 特産品の開発に補助金を交付

旭市の魅力を発信するため、市にふさわしい特産品の開発事業に補助金を交付します。

対象／市内事業者(個人、法人、団体)

対象事業／地域の食材を使った加工品などを新たに開発、または既存商品の改良を行う事業

対象経費／開発費、品質検査、栄養成分分析、商標登録経費、パッケージ・ラベル製作費、販売促進費など
※人件費は除く。

補助額／対象経費の2分の1以内で50万円まで

申し込み方法／商工観光課にある申請書に必要事項を記入し、申し込んでください。

※申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間／4月15日(水)～5月15日(金)

申し込み・問い合わせ先

商工観光課商業振興班(☎62-5874)

30%の「お得」を付けて限定販売 スーパープレミアム付旭市共通商品券

国の緊急経済対策により商品券を発行。13,000円分の商品券を10,000円で販売します。

販売数／33,000セット(1セット=1,000円×13枚)

使用可能期間／7月1日(水)～12月31日(木)

使用可能店舗／旭市商業振興連合会加入の市内約500店

購入方法／往復はがきによる予約販売を予定しています。

注意事項／●申し込みは1人5セットまでで、1世帯につき10セットを限度とします。●申し込みが販売数を超える場合、調整・抽選になります。

※くわしい内容などは、4月下旬の新聞折り込みチラシで確認できます。

問い合わせ先

旭市商業振興連合会(☎62-1348・旭市商工会内)